

緊急開催のため関連事業場等にもご周知願います！

労働関係4法改正等対策セミナー

労働者派遣法・労働契約法・高年齢者雇用安定法・障害者雇用促進法

主催 社団法人 名北労働基準協会

労働者派遣法・障害者雇用促進法が改正され、労働契約法・高年齢者雇用安定法も今後改正の予定です。

改正の概要は下記のとおりですが、多くの企業で業務体制の見直し、就業規則の変更等の対応が必要となります。

そこで、各法の改正点のポイント、改正動向と企業に求められる対応に関する「労働関係4法改正等対策セミナー」を緊急開催いたします。各企業のご担当者の皆様には、関連事業場等にも開催をご周知いただき、ぜひともご参加いただきますようご案内申し上げます。

労働関係法令改正等の動向のポイント

労働者派遣法		労働契約法	
公布	平成24年4月6日	動向	平成24年3月23日 国会提出
施行	公布日から6か月以内	施行	②は公布日
概要	④は法施行から3年経過後 ①日雇派遣の原則禁止 ②グループ企業内派遣の8割規制、離職1年以内労働者の派遣受入禁止 ③マージン率情報公開義務化 ④労働契約申込みみなし制度創設（違法派遣時）	概要	①③は公布日から1年以内 ①有期労働契約が5年を超え反復更新された場合は労働者申込で無期労働契約に転換 ②雇止め法理の制定法化 ③期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止
高年齢者雇用安定法		障害者雇用促進法	
動向	平成24年3月9日 国会提出	公布	平成20年12月26日
施行	平成25年4月1日	施行	平成27年4月1日
概要	①継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止 ②継続雇用制度の対象者が雇用される企業範囲の拡大 ③義務違反の企業の公表規定導入	概要	障害者雇用納付金の対象が常用雇用労働者100人を超える事業主に拡大
		政令等改正	平成24年6月20日
		施行日	平成25年4月1日
		概要	民間企業雇用率が2.0%等に

日時 平成24年8月23日（木） 午後1時30分～午後4時30分

会場 名古屋栄ビルディング 12階「特別会議室」 名古屋市東区武平町5-1（栄駅徒歩2分）

内容 第1部

高年齢者雇用安定法の改正動向、障害者雇用促進法の改正ポイントと企業に求められる対応について（13:40～15:00）

ふじわら社会保険労務士事務所 所長 社会保険労務士
社団法人 名北労働基準協会 専門相談員 藤原 朋子 氏

第2部

労働者派遣法の改正ポイント、労働契約法の改正動向と企業に求められる対応について（15:10～16:30）

アームス経営工房 所長 中小企業診断士・特定社会保険労務士 吉村 庸輔 氏

会 費 第1部・第2部とも、第2部のみ参加 2,000円(資料代、税を含む)

第1部のみ参加 無料 (高齢者雇用確保対策推進事業にて実施の為)

定 員 150名 (定員になり次第締め切ります)

申込要領 申込書・参加票を予め下記へファックスのうえ、当日会場受付にご提出ください。

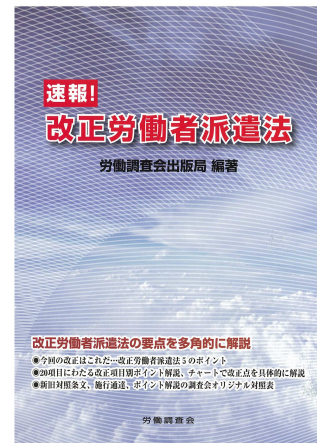
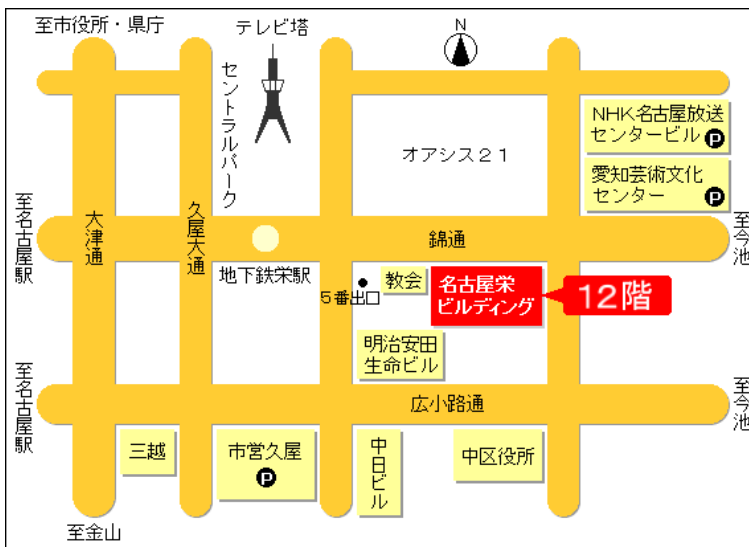
第2部に参加の場合は参加費2,000円も併せ受付にご提出ください。

(社)名北労働基準協会 総合受付 〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1

TEL (052) 961-1666 FAX (052) 962-1670

会場略図

使用テキスト



「速報! 改正労働者派遣法」等

公共交通機関

「地下鉄」東山線または名城線 栄駅下車(5番出口)徒歩2分

「労働関係4法改正等対策セミナー」 申込書・参加票

予めファックスのうえ、(第2部に参加の場合、参加費2,000円を添えて)当日会場受付にご提出ください。
急きょご欠席される場合はご連絡願います。

事業場名				会員番号 ※				
事業内容				労働者数	名			
所在地	〒							
TEL				FAX				
ご出席者	参加番号※	職	名	氏	名	参加区分(□を塗りつぶして下さい)		
						<input type="checkbox"/> 第1部・第2部とも参加 <input type="checkbox"/> 第1部のみ <input type="checkbox"/> 第2部のみ		
						<input type="checkbox"/> 第1部・第2部とも参加 <input type="checkbox"/> 第1部のみ <input type="checkbox"/> 第2部のみ		

※会員番号 ご不明な場合未記入で結構です。 ※参加番号 ご記入は不要です。